

## 小規模薄利企業の優遇（軽減）税率

小規模薄利企業に対する優遇政策が改正されました。財政部と国家税務総局は2017年1月1日から2019年12月31日まで小規模薄利企業の年間課税所得金額の上限を30万元から50万元に引き上げました。要件を満たせば最大で75,000元の税負担の軽減となります。

**【改正】** 年間の課税所得金額が50万元以下の小型薄利企業については、その所得を半減して課税所得を計算し20%の税率を適用して企業所得税を納付する。

### 小規模薄利企業とは

国家の制限業種及び禁止業種に該当せず、以下の条件に符合する企業をいう。

#### ①工業企業

年度課税所得金額50万元以下、従業員数100人以下、資産総額3,000万元以下

#### ②その他企業

年度課税所得金額50万元以下、従業員数80人以下、資産総額1,000万元以下

	原則	小規模薄利企業	
		改正前	改正後
所得制限	なし	30万元以下	<b>50万元以下</b>
従業員数	なし	工業企業 100人以下	その他企業 80人以下
資産総額	なし	工業企業 3,000万元以下	その他企業 1,000万元以下
適用税率	25%	20% (高度最新技術企業は15%)	<b>20%</b>
課税所得	—	—	<b>50%減</b>
実効税率	25%	20%	<b>10%</b>

本通知でいう従業員数は労働関係が成立している従業員と企業が受け入れている労務派遣の人員数を含む。

従業員数と資産総額は「通年の四半期平均値」により確定する。具体的な計算式は以下のとおりとなる。

$$\text{四半期平均値} = (\text{四半期の期首数値} + \text{四半期の期末数値}) \div 2$$

$$\text{通年の四半期平均値} = \text{通年の各四半期平均値の合計} \div 4$$